

はじめに

■ 緑の基本計画の役割・位置づけ

計画策定の背景と目的 本編「第1章 1計画策定の背景と目的」より

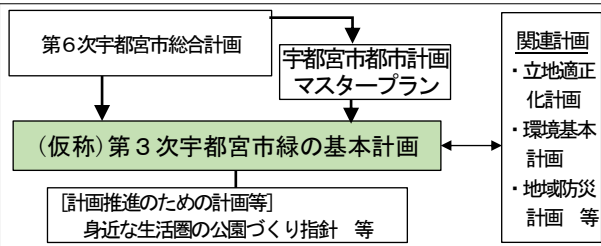
・人口減少、都市環境の変化、新たなまちづくりなど、課題が複雑化する中、本市の目指すスーパースマートシティ（SSC）の実現に向け、緑が有する多様な機能を活かして、様々な社会課題に対応するため、新たな緑の基本計画を策定するもの

計画の位置付け 本編「第1章 2計画の位置付け」より

・都市緑地法第4条に基づき、緑地の保全や緑化の推進に関する目標や施策等を定める計画であり、「宇都宮市総合計画」の個別計画

計画期間 本編「第1章 2計画の位置付け」より

令和5年度から令和14年度までの10年間



■ 緑を取り巻く環境の変化

国の動向 本編「資料編 3緑に関する近年の国の動き」より

・自然環境の多機能性を生かして魅力ある都市づくりを進める取組（グリーンインフラ）を推進  
 ・都市緑地法等の改正により、民間活力を活かし、緑の整備・保全が可能  
 ・都市の生物多様性の確保に向け、「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を作成

- ▶ 環境、防災、地域振興など複合的な課題を解決するため、緑の多様な機能の利活用を推進
- ▶ 公園緑地分野における公民連携の促進

本市の状況 本編「資料編 4宇都宮市のまちづくりの方向性」より

・2030年頃を見据えた具体的なまちの姿「SSC」を目指す（地域経済循環社会、地域共生社会、脱炭素社会）  
 ・少子超高齢化の進行、人口減少へ突入  
 ・「総合治水・雨水対策推進計画」、「カーボンニュートラルロードマップ」など、緑にかかわる新たな計画の策定

- ▶ SSCの基盤となるNCCにおいて、緑の機能を活用した拠点の強化
- ▶ 新たな社会要請、市民ニーズへの対応

緑の現況と課題

■ 宇都宮市の緑の現況と課題

緑の構造と状況 本編「第2章 2緑の構造 4種別の緑の状況」より

・本市の緑の骨格である山林、河川、農地などは、生物多様性、防災、脱炭素などの面で多様な機能を発揮しており、なかでも、北部丘陵から市街地に続く長岡樹林地、八幡山公園等からなる緑の軸は、市街地に冷涼な空気を送り込む「風の道」としての重要な役割を担っているが、一方で、中心市街地では、まとまった緑や人の目に映る緑が少なく、点在する緑をつなぐ軸として重要な街路樹においても、落ち葉や根上り等、維持管理の問題が顕在化  
 ・都市公園は、新規整備公園等により着実に増加した一方、一部では身近に行くことのできる公園が充足されていない地域も存在し、開発に伴う小規模公園の増加や施設の老朽化等による維持管理費が増加  
 ・また、郊外部の樹林地や農地においては、林業経営体や経営耕地面積が減少し、手入れが行き届かない樹林地や耕作放棄地が増加  
 ・緑に関連する歴史的資源が多く存在。多様な自然環境に多様な生物が生息

- ▶ 市民ニーズやまちづくりなどと連携した、メリハリのある緑の保全・創出
- ▶ 様々な主体が協働し、顕在化した問題点を踏まえ、山林や農地、街路樹等の適切な維持管理を実施することによる、緑の『質』の向上
- ▶ 配置や規模、維持管理費等の視点を持った、都市公園の総合的な見直し

市民意識 本編「第2章 4種別の緑の状況」より

・都市部の緑の量の満足度については、6割の市民が少ないと回答  
 ・都市部の緑に求める役割は、景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和  
 ・緑の取組（ボランティア活動等）への参加意向は、平成21年度から減少傾向の一方、機会があれば緑の募金等に寄付したい人は、全世代で6割程度存在  
 ・公園に求める機能は、散歩・散策としての利用、子どもの健全育成の場、遊びや運動のできる場

- ▶ 都市部における緑量の確保・創出
- ▶ 場所や規模、市民ニーズに応じた緑の多様な機能の発現
- ▶ 市民が「活動への参加」以外の形態で、緑に関わることができる機会や仕組みづくり
- ▶ 市民ニーズや地域課題に応じた公園の利活用の推進

前計画の目標達成状況 本編「第2章 6第2次計画の目標達成状況」より

指標		初期値	目標値(R4)	現状値
緑被率 (%)	市域全域	63.2(H20)	初期値を維持	67.0(R1, 2)
	中心市街地	10.1(H20)	初期値以上	15.2(R1, 2)
緑視率 (%)	中心市街地	14.1(H22)	20%	14.3(R3)
	市域全域	54.6(H20)	初期値を維持	53.4(R2)
緑地率 (%)	市域全域	54.6(H20)	初期値を維持	53.4(R2)
	市街化区域	11.2(H20)	17.6%	10.7(R2)
市民一人当たりの都市公園面積 (㎡/人)		10.44(H21)	13㎡/人	11.42(R3)
緑の量に満足している市民の割合 (%)	都市部	21.2(H21)	28%	34.1(R2)
	郊外部	57.0(H21)	60%	63.8(R2)
	自宅周辺	45.2(H21)	50%	54.4(R2)

※緑被率…真上から見たときの緑（農地、樹林地、地被類など）の割合

緑視率…ある定点における人の目に映る緑の量の割合  
 緑地率…法令や条例等により担保性が高い緑の割合

- ▶ 中心市街地における緑量の確保と、視覚に訴える緑の創出による『質』の向上
- ▶ 法的担保性の高い緑の保全・創出の継続

計画改定の課題 本編「第2章 7計画改定の課題」より

課題① 本市を象徴する緑の保全・活用

◆本市の緑の骨格となる山林、丘陵地、河川、農地の緑を、今日的な課題の解決に貢献する多様な機能が発揮されるよう、引き続き保全していくことが必要  
 ◆歴史・文化的な緑を、まちづくりに生かしてその価値を発信し、次世代に引き継いでいくことが必要

課題② 持続可能な社会形成に貢献する緑の多様な機能の発揮

◆本市の魅力向上に資する、市街地の緑の充実や居心地の良い緑空間の創出が必要  
 ◆子育てや健康づくりの場を創出するため、地域住民の意見を捉えながら、緑とオープンスペースの整備、維持管理を進めていくことが必要  
 ◆市街地では、緑の創出によりエネルギー消費を軽減するとともに、緑陰形成等によるヒートアイランド現象の緩和などにつなげる必要がある

課題③ 原動力となる公民連携等の推進

◆人口減少・高齢化に対応するため、企業との連携や、新たな市民活動層の発掘など、幅広い世代・主体の参画につながる仕組みの検討が必要  
 ◆担い手の不足などにより質が低下した緑の管理や、緑の活動への市民参加の低下等に対応するため、市民意識の醸成を図り、愛着を持って緑の取組に関わることができるよう、新たな手法により緑が有する多様な機能や効果を分析・発信していくことが必要

緑のまちづくりビジョン

■ 将来像と目標 本編「第3章 基本理念 第4章緑のまちづくりビジョン」より

基本理念  
**人とみどりがつながり  
 地域のかたちを彩る**

緑の将来像  
 ～暮らしつづけたい 訪れたい  
 みどりのまち 宇都宮～

【基本方針】  
 SSCの構成要素である「①基盤（NCC）、②3つの社会、③原動力（人、デジタル）」に緑分野から貢献するための基本方針を設定

基本方針①：宇都宮市を形づくるみどりを継承する **基盤**

これまで連続と引き継がれ、まちの基盤となるNCCの重要な要素である緑の骨格（山林、丘陵地、河川、農地等）や、本市を象徴する歴史・文化的な緑を保全・活用し、将来に継承していく

基本方針②：質の高いみどりを増やし、まちの魅力につなげる **3つの社会**

場所や規模、地域ニーズ等に応じて、必要な緑の機能を発揮させることにより、景観・観光・防災・地域コミュニティ形成、環境などの面で緑の『質』を高め、まちの魅力につなげていく

【緑が貢献できる主な分野】

- ・地域経済循環社会～人や企業から選ばれる魅力的な都市形成、豪雨被害の軽減による強靱性の確保 等
- ・地域共生社会～子育てや健康づくりの場となる公園等の機能充実、花・緑づくりを通じた地域コミュニティ形成 等
- ・脱炭素社会～緑地保全・創出による温室効果ガス吸収源対策やヒートアイランド現象緩和、生物多様性の確保 等

基本方針③：みどりを楽しみ、愛着を育む **原動力**

公民連携による民間活力の活用や、維持管理等におけるデジタル活用など、新たな手法により、市民参加・市民団体との連携を促進し、誰もがそれぞれの暮らしの場面でみどりと関わりを持って、緑の保全や活用に参画していく

ビジョン実現のための取組展開

■ 将来像実現に向けた施策の展開

施策体系全体については、本編「第5章 ビジョン実現のための取組展開」より  
 基本方針毎の目標は、本編「第4章 3 目標」より  
 モニタリング指標は、本編「第7章 3 施策の状況等を評価・確認する指標」より

《基本理念、緑の将来像》

人とみどりがつながり  
地域のかたちを彩る

～暮らしつづけたい 訪れたい  
みどりのまち宇都宮～

・まとまりのある緑（山林、河川、農地など）が保全され、人々に水や生き物とのふれあいを提供するとともに、市街地では緑とオープンスペースが住民の憩いの場となり、身近な目線で感じられる沿道の木々や花壇がまちに潤いや賑わいをもたらしています。  
 ・また、様々な緑がそれぞれの場所での確に機能（レクリエーション、防災、環境保全など）を発揮することで、誰もが緑に関わりながら、緑を通じて暮らし続けたい訪れたいまち宇都宮が形成されています。

《基本方針》

基本方針①：宇都宮市を形づくるみどりを継承する

指標	目標値
市域全体における緑地率（法律や条例等により担保性が高い緑）	基準値 53.4% ⇒現状維持

【モニタリング指標※】  
 ①緑被率、②森林整備面積（適正な維持管理が行われた樹林地の面積）、③農用地区域面積

基本方針②：質の高いみどりを増やし  
まちの魅力につなげる

指標	目標値
都市部の緑に対して十分と感じる市民の割合	基準値 35.5% ⇒48%

【モニタリング指標】  
 ①市民一人当たりの都市公園面積、②生産緑地の指定面積

基本方針③：みどりを楽しみ、愛着を育む

指標	目標値
緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者数	基準値3,350人 ⇒4,100人

【モニタリング指標】  
 ①緑の活動への関心、②都市緑化基金等の市の緑の取組に対する寄付件数

※モニタリング指標：計画期間中に適切な取組改善を図るため、経年的に緑地保全・緑化推進の傾向を捉える指標

《基本施策》※（ ）は主な取組の例

- A 市街地を包むみどりの骨格を保全する  
(里山・樹林地の保全・活用、森林再生・育成につながる活動への支援等)
- B 宇都宮を象徴するみどりを保全する  
(歴史・文化資源の周辺の緑との一体的な保全等)
- C みどりのつながりを形成する  
(緑とのふれあい拠点を結ぶ緑と人のネットワークづくりの推進)
- D まちなかのみどりを増やし、宇都宮の活力、賑わいを生む  
(人々の交流を促す緑の空間形成、目に映る緑の充実等)
- E みどりによって、まちの強靱性を支える  
(緑の保全を通じた総合的な治水・雨水対策の推進等)
- F みどりとふれあい、快適な暮らしを育む  
(身近な生活圏の公園づくり、市街化区域の農地の保全・活用等)
- G みどりを育み、環境と共に生きる  
(生きものとその生息・生育環境の保全、環境保全型農業への支援等)
- H みどりの価値を知り、伝える  
(グリーンインフラの機能の見える化・普及啓発等)
- I 様々な人や団体など多様な主体が、多様に、みどりと関わる  
(里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業の連携強化等)

持続可能な都市構造である「NCC」を基盤としながら、「暮らし続けたい訪れたいみどりのまち宇都宮」を実現

■ 重点プロジェクト

本編「第5章1重点プロジェクト」より

NCCにおける都市拠点（高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域）や地域拠点等（都市機能誘導区域、居住誘導区域）、拠点周縁部（市街化区域の居住誘導区域外）における緑の取組の強化を図る3つのプロジェクトを設定

	I みどりによる中心市街地の魅力向上 (都市拠点におけるプロジェクト)	II 地域特性やニーズに応じた公園機能の充実 (地域拠点等におけるプロジェクト)	III みどりとふれあいの場として樹林地・農地の活用 (拠点周縁部におけるプロジェクト)
目指す姿	賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・創出していくことで、緑を通じて市民や来訪者、企業等の様々な人々が宇都宮に集まっている状態を目指す。	公園等の適正配置に努めるとともに、公園を貴重な公的資産と捉え、まちの賑わいや人々の交流の拠点、地域共生の場等としての公園機能の充実を目指す。	周縁部の緑を、地域住民、農林業従事者、ボランティア、企業など多様な主体が活用することにより、緑あるライフスタイルの実現と、緑の魅力や取組の発信・展開を目指す。
施策の方向性（主な施策）	・人々の交流を促す緑の空間形成 ・民間開発事業等における緑化誘導の推進 ・中心市街地の低未利用地等における緑地の創出	・民間活力を活用した公園づくり ・身近な生活圏の公園づくり ・安心安全な公園の防災機能の向上	・保全すべき緑の優先度評価 ・里山・樹林地の管理・育成につながる市民・企業の連携強化
取組指標	中心市街地における緑視率 (基準値 14.3% ⇒ 目標値 20%)	居住誘導区域内における身近な公園の誘致圏力 パー率 (基準値 81.8% ⇒ 目標値 84%)	樹林地等における市民・団体の活用件数 (基準値：70件 ⇒ 目標値：90件)

■ 計画推進に関する配慮事項

本編「第5章 3 計画推進に関する配慮事項」より

緑化重点地区

上位・関連計画における緑の方針等を踏まえ、密度にメリハリのある都市構造の形成に連動した緑化を推進するため、立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」を緑化重点地区に設定。

保全配慮地区

豊かな自然環境が形成されていることで多様な恩恵をもたらしている地域として、現行計画における4地区を引き続き保全配慮地区に設定。  
 (八幡山(北)風致地区、豊郷台・文化の森地区、鶴田地区、大谷周辺地区)

都市公園の整備・管理方針

良好な都市環境を提供し、市民活動の場や憩いの場ともなる都市公園について、今後のまちづくり等を踏まえた整備・管理方針を設定

【整備方針】

- 方針① 身近な生活圏における公園の適正配置
- 方針② まちの賑わい創出に向けた公園整備

【管理方針】

- 方針① 安全安心な公園づくりの推進と公園のストック効果向上
- 方針② 効果的・効率的な公園の管理運営の推進
- 方針③ 魅力的な公園づくりのためのデジタルの推進
- 方針④ 公園利用・公園愛護活動への理解促進

生産緑地の指定について

多様な機能を有する都市農地の適正な保全を図るため、本市のまちづくりと連携した地区指定の要件を設定(居住誘導区域外、500㎡以上など)

地域別方針

本編「第6章 地域別方針」より

本市の都市の成り立ちや土地利用としてのまとまり、各地域の特色等を踏まえ、市域を5つの地域に区分(都市計画マスタープランと整合)し、地域ごとの個性や魅力を活かした緑のまちづくりを進める。

計画の進行管理

本編「第7章 計画の進行管理」より

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルにより毎年の進捗状況を確認しながら、5年後を目途に施策実施の評価を行い、状況に応じて計画の見直しを行う。